

令和4年度 第8回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年11月15日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時40分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
					7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子					
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について 5 付議事項 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 非農地証明申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	7番	永原 聡	8番	津村 光明					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第8回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中8名が出席のため今回の定例会は成立します。小林委員さんと田中委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、7番の永原委員と8番の津村委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局からお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年10月12日から11月14日までの行事等についてです。まず10月12日ですが、令和4年度第7回農業委員会定例会を開催しました。10月24日には、人・農地関連施策の見直しに係る市町村等との意見交換会が鳥取市内で開催されました。11月8日に、令和4年度第7回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1か月間で、非農地証明申請書を2件、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を1件、利用権設定等申出書を1件、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。届出に係る農地は大字吉川の7筆。地目は3筆が畑、4筆が田、7筆の合計面積は647.8㎡で、そのうち転用面積は513.23㎡です。請負業者は智頭町にあります有限会社國本建設です。事業名は下土居地区単県急傾斜地崩壊対策工事、転用目的は仮設道路の設置、占用期間は令和4年11月18日から令和9年3月31日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

5. 付議事項

会 長	担当委員から、何かありますか。
津村委員	以前から吉川集落として、傾斜地の改善ということで要望していたところです。それでようやく工事が始まることになりました。
会 長	傾斜地の崩壊の対策ということですが、砂防ダムのようにするのですか。
津村委員	そうではなく、傾斜地をコンクリートのようなもので固めるのではないかと思います。上側も家が建っていますし、下側は農地ですが、もしここが崩れたら、おそらく家までも崩れてしまうということで、要望をしたということです。
盛田委員	これから冬期間になりますけれども、雪のほうは大丈夫ですか。
津村委員	工事期間が令和9年3月末までと長いので、特に支障はないと思います。
会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	付議事項です。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の許可申請がありましたので意見を求めます。 申請に係る農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域外、面積は777㎡で、そのうち34.78㎡を転用されます。申請者は若桜町大字赤松の〇〇〇〇〇です。転用目的は個人墓地、転用理由につきましては、現在は山林内にある墓地の管理が難しい

ため自宅付近に墓地を移設したいというものです。農地の区分は、自然的条件から見て近傍の標準的な農地を超える生産性があると認められる農地という理由により、第1種農地と判断されます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理

現在は山の中に墓地があります。それを今の住居の近の畑に移転をしたいとのこと。将来、若い者に墓地の管理をしてもらおうと思えば、良い所に移しておかないといけないということで、計画しておられます。近くに他の家の墓もあるし、何ら問題はないと思います。

会 長

墓地を建てようする際に、半径100メートルの範囲の者の同意を得なければならないということですが、同意は得てありますか。

職務代理

得てあります。

事務局

町民課が、墓地の事前指導をする際に確認しています。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

職務代理

今回はこれでいいのですけれども、資力の関係で、銀行の残高証明が要ということを言われますが、本当にそこまで必要なのですか。

事務局

必要です。農地法第4条の中には、申請者に、申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められない場合は、許可することができないとあります。

伊井野委員 銀行の残高証明とは書かれていないでしょう、資力をどうやって判断するかということです。

事務局 事業計画は必要ですが、今回は墓地の造成ということで、滞りなく履行されるだろうと皆さんは思われるのでしょうかけれども、それはここの判断ですよね。

伊井野委員 本当に資力がないといけないのかどうかについて、例えば農業委員が行って、確かに墓地を建てますと言われて、その信憑性を農業委員が申請者本人と対談したことで確証が得られたら、それでいいのではないかという意味合いのことを言っておられます。

職務代理 私が事前調査をしたとき、銀行の残高証明まで出したと言われるもので、そこまで必要なのだろうかという話になりました。そういうことがありましたので、今この場で聞いているわけです。

会 長 時代も変わってきているのですから、基準を変えていくべきです。農業委員会で審議する際は、必ずしも必要なものではないです。そのあたりを聞いて、県としての見解を出してもらってください。

事務局 わかりました、そのあたりについて聞いてみます。

会 長 議案第2号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第2号、非農地証明申請の承認について、農業委員会の議決を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の1筆。地目は登記簿が畑・現況が雑種地、農振区分が農用地区域外、都市計画区分が計画区域外、面積は89㎡です。所有者及び申請者ですが、若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名の共有となっております。申請の事由としましては、耕作不適等やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され自然潰廃し、農地への復旧が困難なためというものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

〇〇〇〇から話を聞きました。以前は耕作放棄されていたようですが、現在は公共工事のための取付道路になっています。最終的には、県のほうで買い取りをして、いずれは町に移管するということのようです。そのような状況になっておりますので、非農地ということで問題ないと思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

盛田委員

最終的に、県が買い取るということですか。

津村委員

要は、既に道路になっている状態ですので、そこを非農地証明して、買い取りというよりは、代替地を県が用意するような支援をするということですが、しかし、農地のままなので、申請をしたということですが。

事務局

農地のままでは、所有権移転ができません。それで、非農地証明という手続きが必要になるということですが。

津村委員

今回は、委任状を取って、県が代わって手続きをしています。本来は、道路を付けるときに、本人が手続きをしないといけなかったですね。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

6. その他

会 長

次の非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の1筆。地目は登記簿が畑・現況が雑種地、農振区分が農用地区域外、都市計画区域が計画区域外、面積が105㎡です。所有者及び申請者は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、日照が悪く農地に向かない、50年以上前から荒廃地となっているというものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。1件目と同じ所ですか。

津村委員

1件目と似たような所です。急遽ですけれども、昨日申請が出て、現地確認と所有者から確認をさせてもらいました。以前は畑で、ほぼ荒れた状態だったようですけれども、昨年からこの家の裏の傾斜地で工事をされるということで、この土地を借りたようです。現在は砂利が敷いてありまして、トンネルができるのですけれども、所有者の所の倉庫がトンネル工事によって立ち退きになるそうです。それにより、ここに倉庫を建てたいということで今回、非農地証明を取らないといけないということになりました。そういう状況で、もし非農地証明が遅れたらトンネル工事も遅れてしまうということで確認をしました。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

会 長

その他の事項です。

- 農業委員会特別研修会当日のスケジュールについて協議し、さらに出欠の再確認。
- 若桜町農業委員会の意見交換会について協議し、年明けに再度計画することで決定。

会 長

- 事務局より、農地利用意向調査について説明あり。
- 次回定例会は、12月8日（木）9：00～に決定。

以上で、令和4年度第8回の農業委員会定例会を終了します。